



令和6年4月17日

京都市環境政策局

〔担当：循環型社会推進部資源循環推進課〕  
TEL：075-222-3946

## 事業所のごみ減量活動の優良事例等を報告する 「市民モニター」の募集

京都市では、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（しまつのこころ条例）に基づき、市が選任した「市民モニター」が事業所等（小売店、飲食店、イベント会場）のごみ減量に関する取組状況を把握し、優良事例等を市に報告する「市民モニター制度」を実施しています。

この度、市民モニターを募集します。

### 1 募集人数

若干名

### 2 任期

就任の日から2年間

### 3 応募資格

応募日現在で次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 市内に居住されている方
- (2) 年齢が18歳以上の方
- (3) 本市が実施する研修（平日の午前又は午後の2時間程度）に出席でき、かつ裏面「7 主な活動内容」に記載の活動ができる方

京都市では、特に次のような方に市民モニターとして活動していただきたいと考えています。

- 環境問題について意識が高く、事業所のごみ減量活動に関心のある方
- 偏りがなく客観的な評価ができる方
- 事業者等と円滑にコミュニケーションを図ることができる方

### 4 応募期間

令和6年5月1日（水）～同年6月14日（金）（必着）

## 5 応募方法

応募用紙に必須事項及び課題「事業所等（小売店、飲食店、イベント会場）のごみ減量の取組のうち、優れていると思う取組（サービス、製品、非営利活動等）及びその理由」についての御自身の考えを記入いただき、「9 応募及び問合せ先」に記載している宛先へ、郵送、FAX又は電子メールで御応募ください。

応募に関する案内については、令和6年5月1日（水）から市役所案内所、各区役所・支所内のエコまちステーション等で配布します。また、以下のホームページでもダウンロードできますので、御利用ください。

【URL】 <https://kyoto-kogomi.net/business/monitor/>

※ 令和6年度の募集案内等は、令和6年5月1日（水）に掲載予定



二次元コード

## 6 選考

課題文の内容による選考を行い、本年7月上旬頃、応募者全員に選考結果を通知します（応募いただいた書類は返却しません）。

※ 必要に応じて、電話での問合せや面接を行う場合があります。

## 7 主な活動内容

普段利用されている事業所等におけるごみ減量の取組状況や優良事例に関する報告及び自己チェック表を提出（年1～2回）するほか、本市が指定する事業所等を訪ねていただき、訪問先のごみ減量の取組状況を確認のうえ、その内容を本市に報告（年3回程度）していただきます。

また、御協力いただける方には、SNSでごみ減量の取組事例を情報発信していただきます。

## 8 謝礼

訪問等1回当たり交通費程度の謝礼をお支払いします。

## 9 応募及び問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課2R推進担当

（電話） 075-222-3946 （FAX） 075-213-0453

（電子メール） [gomigenryo@city.kyoto.lg.jp](mailto:gomigenryo@city.kyoto.lg.jp)

### （参考）令和5年度の市民モニターの活動について

令和5年度は、市民モニターの皆様が日常生活で利用した店舗における優良事例（肉類のノントレー販売や総菜等の量り売りなど）に関する本市への報告のほか、店舗訪問による小売事業者等のごみ減量活動（文具等の店頭回収や「てまえどり」の積極的な周知など）の確認などに取り組まれました。

詳細は以下のページを御確認ください。

【URL】 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000323052.html>



二次元コード